

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方

I 経緯等

令和3年10月26日付けで、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の規定に基づき、同条第2項第2号及び第3号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準（以下単に「実施基準」という。）の変更の認可申請があった¹。協会からの当該申請の概要及び当該申請の取扱いに関する総務省の考え方は、以下のとおりである。

II 申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネット活用業務を実施しているところ、今般、協会は、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。協会から申請のあった実施基準の変更の内容は、別添のとおりであり、

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

ア 2号受信料財源業務²（総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送を提供するものに限る。以下同じ。）の実施に当たって協会がメッセージを表示する放送番組の画面を、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組の画面」から、「地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面」に改めること。

イ 受信料制度を毀損することのないようにする観点で表示するアのメッセージは、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改めること。

ウ ア及びイのメッセージの表示について、2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを行う意思を示した者（以下「仮登録をした者」という。）に対しては、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めた上で、「通常とは異なる表示方法」とすることがあるとすること。

エ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」に関する規定を削除すること。

オ 2号受信料財源業務の実施に当たって、新たな端末機器又はソフトウェアにおける動作に係る検証（以下「動作検証」という。）を行う場合、期間を3か月以内に限定した

¹ 協会においては、実施基準の変更に当たり、国民・視聴者から意見募集を実施した。その結果、合計165件の意見が寄せられた。

² 放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（法第20条第2項第2号の業務のこと。）のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。

上でア及びイのメッセージを表示しないことがあるとすること。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

- 「インターネット活用業務についての社会実証」に関する規定を追加すること。
等とするものである。

Ⅲ 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

変更の認可に当たっては、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成26年11月策定、令和元年9月6日最終改定。以下「ガイドライン」という。）における審査項目に照らして、総務省の考え方について検討³を行う。

(2) ガイドラインに照らした検討

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、変更後の実施基準においては、

ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと。

イ 変更後の実施基準別紙によれば、現行の業務に加え新たに実施する「インターネット活用業務についての社会実証」について、放送と通信の融合が進み、多様な選択肢が生まれ視聴スタイルが急速に変化する中、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証することが目的とされており、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組となっていること。

から、適切な内容であると認められる。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

変更後の実施基準においては、2号受信料財源業務の実施に当たって講ずる措置については、次のように変更されている。

ア 2号受信料財源業務の実施に当たって協会がメッセージを表示する放送番組の画面を、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組の画面」から、「地

³ 申請内容が2号業務のうち2号受信料財源業務に係る業務のみであることから、2号受信料財源業務に係る審査項目に限定して検討を行ったものである。

上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面」に改めること。

イ 受信料制度を毀損することのないようにする観点で表示するアのメッセージは、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改めること。

ウ ア及びイのメッセージの表示について、2号受信料財源業務に係るサービスの仮登録をした者に対しては、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めた上で、「通常とは異なる表示方法」とすることがあるとすること。

エ 2号受信料財源業務の実施に当たって動作検証を行う場合、ア及びイのメッセージを表示しないことがあるとすること。

これらについては、①当該業務の実施に要する費用は、年額200億円を超えないものとする現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること、②市場競争との関係として、上記アからウまでの措置を講ずることによって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではないこと、また、エについては、協会が特定した対象機器ごとにサービスを開始する際に限るとしていること及び協会が当該機器等に対してメッセージを表示しないこととする期間が3か月以内と限定的なものであること、さらに、変更後の実施基準においては、③現行の実施基準第9条に基づき、協会の会長の諮問機関として設置されるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）にインターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等の業務の適切性を確保する観点からの見解を求めるとされていることも勘案すれば、引き続き本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

変更後の実施基準別紙によれば、①「インターネット活用業務についての社会実証」の実施に要する費用は、年額200億円を超えないものとする現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること、②社会実証に係る放送番組等の提供期間及び提供対象者の数も限定的なものであること、③視聴スタイルが急速に変化している中、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証することが目的とされており、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組となっていること、④現行の実施基準第9条に基づき、審査・評価委員会にインターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等の業務の適切性を確保する観点からの見解を求めるとされていることから、市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(7) 営利を目的とする業務でないこと

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(8) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

変更後の実施基準に記載されている内容に照らして検討を行った結果は、以下のとおりである。

A) 業務の種類及び業務の内容

変更後の実施基準において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

B) 業務の実施方法

変更後の実施基準において、ガイドラインにおいて求めている⑥の項目について次の表の下線箇所のとおり変更されているところ、提供条件がそれぞれ明確に記載されていることから、適切なものと認められる。

⑥ 受信契約者にとって不公平にならないための2号受信料財源業務に関する提供条件を適切に適用するための措置に関する事項

記載箇所	現 行	変更後
第15条 第2項	地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務を総称して「 <u>地上テレビ常時同時配信等業務</u> 」としている。	地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係るサービスを「 <u>地上テレビ常時同時配信等サービス</u> 」としている。
同項 第1号	地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、 <u>地上テレビ常時同時配信</u> で提供している放送番組を表示し、その画面上に、 <u>地上テレビ常時同時配信等業務</u> に係るサービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、 <u>受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさ</u> で表示するものとし	地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、 <u>提供している放送番組の画面上に、当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージ</u> を表示する。当該メッセージは、 <u>受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様</u> で表示するものとしている。また、 <u>その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促</u>

	ている。	すために必要な情報を提供するよう求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがあるとしている。
同項第2号(前段)	協会に対して利用申込みを行った者に対しては、前号のメッセージをすみやかに消去してIDを一つ付与するとしている。	協会に対して利用申込みを行った者に対しては、IDを一つ付与するとしている。
同項第3号 注 変更後の実施基準においては同項第4号	申込者は、IDを用いることにより、地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信を自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができるとしている。	申込者は、IDを用いることにより、第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ常時同時配信等サービスを自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができるとしている。
新附則第4条(新設)	—	2号受信料財源業務の実施にあたって、新たな端末機器又はソフトウェアを利用できるようにするに際しては、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限り、当該端末機器又はソフトウェアではメッセージを表示しない措置を講ずることがあるとしている。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

変更後の実施基準及びその別紙に記載されている内容に照らして「インターネット活用業務についての社会実証」について検討を行った結果は、以下のとおりである。

A) 業務の種類及び業務の内容

2号受信料財源業務として実施し、現行の実施基準で定める「放送番組等」を提供することとしていることから、適切なものと認められる。

B) 業務の実施方法

社会実証の実施にあたり、

- ・ 提供の期間については1回の提供において最大3か月程度に限定し、提供の対象者については1回の提供において最大3,000人程度に限定して行う旨を明確に記載していること。

- ・ 社会実証に係る提供の日時等の具体的内容については、あらかじめ公表することを明確に記載していること。
から、適切な内容であると認められる。

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更後の実施基準及びその別紙によれば、現行の業務に加え新たに実施する「インターネット活用業務についての社会実証」については、

- ・ 2号受信料財源業務として実施し、現行の実施基準で定める「放送番組等」を提供することとされていること。
- ・ 社会実証に係る放送番組等の提供は、社会実証における検証内容に沿った範囲で実施することとされていること。

から、法に規定されている範囲に収まっているものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

変更後の実施基準においては、2号受信料財源業務の実施に当たっての基本原則として、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないこと（第4条第2項）とした上で、具体的に講ずる措置については、次のように変更されている。

ア 2号受信料財源業務の実施に当たって協会がメッセージを表示する放送番組の画面を、「地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組の画面」から、「地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面」に改めること

イ 受信料制度を毀損することのないようにする観点で表示するアのメッセージは、「必要かつ十分な大きさ」から「必要かつ十分な大きさおよび態様」に改めること

ウ ア及びイのメッセージの表示について、2号受信料財源業務に係るサービスの仮登録をした者に対しては、利用申込みを促すために必要な情報を提供するよう求めた上で、「通常とは異なる表示方法」とすることがあるとすること

エ 2号受信料財源業務の実施に当たって動作検証を行う場合、ア及びイのメッセージを表示しないことがあるとすること

アについては、協会に対して利用申込みを行っていない者や、利用申込みを行ったものの受信契約を締結している事実を確認できない者等に対して、地上テレビ見逃し番組配信（以下「見逃し番組配信」という。）の視聴ができない措置を講じている現状を改め、協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する措置を講じた上で見逃し番組配信で放送番組を提供することが、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことが必要である。この点、変更後の実施基準においては、上記イのとおり、メッセージは、受信料制度を毀損することのないよ

うにする観点で必要かつ十分な大きさ及び態様で表示するものとしている。

ガイドラインにおいて、2号受信料財源業務については、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約を締結している者（以下「受信契約者」という。）にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要であるとしていることを踏まえれば、上記ア及びイについては、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとまではいえない。

ただし、見逃し番組配信で提供される放送番組に対して上記ア及びイの措置を講ずるに当たっては、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、当該放送番組の画面に十分な大きさでメッセージを表示することが必要である。

また、上記の対応をとった上で行う見逃し番組配信で提供される放送番組の画面におけるメッセージの表示方法については、具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証することが求められる。

ウについては、上記ア及びイのメッセージの表示に際して、2号受信料財源業務に係るサービスの利用申込みを行う意思を示したものの、受信契約を締結している事実を確認していない者等に対しても講ずることとなる「通常とは異なる表示方法」が、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことが必要である。

ガイドラインにおいて、2号受信料財源業務については、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要であるとしていることを踏まえれば、上記ウについては、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとまではいえない。

ただし、上記ウの措置は、あくまでも2号受信料財源業務に係るサービスの仮登録をした者に対して同サービスの利用申込みを促すための暫定的な措置であることから、上記ウの措置を講ずるに当たっては、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その措置を講じた効果及び妥当性を検証することが求められる。また、上記ウの措置を講ずる際、その際、利用申込みに係る協会のウェブサイトを訪れた者が利用申込みに至らない実態に関する要因等も併せて再検証し、これらの検証結果を踏まえた上で、利用申込みに当たって必要となる手続について、利用申込みをする者の負担を考慮し、見直しを検討することが求められる。

エについては、協会が特定した対象機器ごとにサービスを開始する際に限るとしていること及び協会が当該機器等に対してメッセージ表示を表示しないこととする期間が3か月以内と限定的なものであることから、この措置の対象者の一部として、受信契約者以外の者が含まれ得るものの、その対象者の数は限定的なものにとどまることから、必ずしも受信料制度の趣旨に照らして不適切なものであるとまではいえない。

ただし、上記エの措置を講ずる対象機器等の範囲等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要

である。

また、上記エの措置は、動作検証のために行う試験的なサービスの提供である以上、新たな端末機器等での本格的なサービス開始を見据えて、視聴者からの意見及び苦情等や動作検証の結果を検証しつつ効率的に実施するとともに、動作検証を終えた後は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないようにする観点から、視聴者に対して適切に情報提供を行うことが重要であると考えられる。さらに、上記エの措置の実施財源が受信料であることを踏まえ、動作検証としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

これらを踏まえると、協会が上記エの措置を講ずるに当たっては、その具体的な内容を実施計画等において明らかにすること、また、この措置を講じている間、視聴者からの意見及び苦情等に対して、迅速かつ適切に対応することが求められる。

加えて、上記エの措置により得られた技術及び知見については、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ることが求められる。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

変更後の実施基準別紙によれば、現行の業務に加え新たに実施する「インターネット活用業務についての社会実証」については、社会実証に係る放送番組等の提供は、社会実証における検証内容に沿った範囲で実施することとした上で、以下の内容が記載されている。

- ・ 社会実証に係る放送番組等の提供については、1回の提供あたり1週間から最大3か月程度と提供期間を限定し実施すること。
- ・ 社会実証の対象者については、テレビ受信機を設置していない者を含めることとする。

受信料制度との関係については、提供する放送番組等及び提供期間ともに限定的なものにとどまること、対象者としてテレビ受信機を設置していない者を含めることとされているものの、全体の参加者の数も受信契約者と合わせて最大3,000人程度とし、限定的なものにとどまることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、必ずしも受信料制度の趣旨に照らして不適切なものであるとまではいえない。

他方で、実際に提供される放送番組等の内容・量等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である。また、社会実証の実施財源が受信料であることを踏まえ、実証の目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

また、社会実証である以上、実施・提供の都度、提供内容等の改善などの見直しを行い、段階的・効率的に実施することが重要であると考えられる。

加えて、社会実証の結果は、得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等との共有を行うことが必要である。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

（1）受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（2）インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

なお、動作検証及び社会実証の実施に要する費用の考え方は、それぞれ次のとおりである。

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

動作検証そのものに関しては、従前から2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して行われているものであることから、適切な内容であると認められる。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

「インターネット活用業務についての社会実証」については、現行の実施基準に定める「年額200億円」の範囲内で実施することが示されており、現行の実施基準において定められているとおり、インターネット活用業務の費用については、費用明細表を作成し実施計画等において明らかにすることとなっていることから、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

現行の業務に加え新たに実施する「インターネット活用業務についての社会実証」について、変更後の実施基準別紙において、社会実証の対象者を1回の提供にあたり最大3,000人程度と限定することとされていることについては、視聴スタイルが急速に変化する中、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するという社会実証の目的に鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

（1）サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

2号受信料財源に関し、現行の業務に加え新たに実施する「インターネット活用業務についての社会実証」については、変更後の実施基準別紙において、対象者に対価を求めることなく実施することが明確に記載されているほか、提供の内容等の概要については当該年度の実施計画に記載するとともに、提供の日時等の具体的な事項について、あらかじめ公表することとされており、適切な内容であると認められる。

（2）サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（3）インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（4）利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

（5）サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

7. 施行規則第12条の2で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 法第20条第13項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) (3) による評価の結果も踏まえた法第20条第17項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

変更により、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

IV. 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを条件として、これを認可することが適当であると考える。

1) 2号受信料財源業務の提供条件関係

1. 変更後の実施基準第15条第2項第1号の規定に基づき新たに行う見逃し番組配信で提供する放送番組については、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、当該放送番組の画面に十分な大きさをメッセージを表示すること。
2. 変更後の実施基準第15条第2項第1号の規定に基づき、上記1の対応をとった上で行う見逃し番組配信で提供する放送番組の画面におけるメッセージの表示方法及び仮登録をした者に対するメッセージの表示方法については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること。その際、利用申込みに係る協会のウェブサイトを訪れた者が利用申込みに至らない実態に関する要因等も併せて再検証し、これらの検証結果を踏まえた上で、利用申込みに当たって必要となる手続について、利用申込みをする者の負担を考慮し、見直しを検討すること。
3. 変更後の実施基準附則第4条の規定に基づき行うメッセージを表示しない措置については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにすること。また、動作検証の間、視聴者からの意見及び苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するほか、動作検証により得られた技術及び知見については、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること。

2) インターネット活用業務についての社会実証関係

1. インターネット活用業務についての社会実証（以下単に「社会実証」という。）の実施財源が受信料であることを踏まえ、社会実証の目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。
2. 社会実証の実施に際しては、事前にその内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにし、適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善などの見直しを行い、段階的・効率的に実施すること。
3. 社会実証の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組等の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、社会実証により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、適切に公表するとともに、民間放送事業者等と共有を図ること。